

(仮称) 松戸市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生 の防止に関する条例（案）の骨子のパブリックコメント 実施について

1. 意見募集期間

令和6年12月10日（火）から令和7年1月10日（金）まで

2. 閲覧方法

- (1) 松戸市ホームページ
- (2) 松戸市役所 廃棄物対策課
- (3) 松戸市役所 行政資料センター
- (4) 各支所
- (5) 図書館（本館・地域館・分館）
- (6) まつど市民活動サポートセンター

※（2）から（6）は開庁（館）日に限る。

3. 意見の提出方法

住所・氏名・表題「(仮称) 松戸市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生
の防止に関する条例（案）の骨子について」を記入して、

- (1) 持参（午前8時30分から午後5時まで、開庁日に限る）

- ・ 松戸市役所新館6階 廃棄物対策課
- ・ 各支所

- (2) 郵送

≪送付先≫ 〒271-8588 松戸市根本387-5
松戸市役所 廃棄物対策課

- (3) ファックス

≪FAX 番号≫ 047-366-8114

- (4) 電子メール

≪メールアドレス≫ mchaikitaaisaku@city.matsudo.chiba.jp

- (5) 意見提出専用フォーム（松戸市電子申請サービス）

詳細は以下の松戸市ホームページをご覧ください

https://www.city.matsudo.chiba.jp/shiminokoe/pabu_come/anken/dosyatouumetate.html



4. 意見の取り扱いについて

いただいた意見に対する市の考え方については、まとめて公開します。
(個別回答はいたしません)

（仮称）松戸市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生

の防止に関する条例（案）の骨子

1 目的

土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生を未然に防止するため、必要な規制を行うことにより、市民の生活の安全を確保し、もって市民の生活環境を保全することを目的とする。

2 条例制定の背景

千葉県では平成9年に「千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例」を制定し、3,000㎡以上の面積の土砂等の埋立て等について規制を行っている。本市ではこれまで条例の制定を行ってこなかったが、今後、他の地域から土砂等が持ち込まれ、土壌汚染につながるかもしれないよう、他自治体と同水準の規制を行うこととした。

併せて、令和3年に熱海市で発生した土砂災害により「宅地造成及び特定盛土等規制法」が施行されたが、同法では土壌汚染の防止についての規定がなく、水質検査の義務付けもないことから、同法による規制と併せ、それを補完し、生活環境を保全するため、制定するもの。

3 各市の状況

千葉県内54市町村のうち、すでに条例を制定しているのは52市町村。

そのうち、千葉県条例の適用除外（3,000㎡以上についても市町村条例を適用）としている市町村は、25市町村。千葉市、船橋市、柏市、野田市、成田市、印西市など。

4 定義

(1) 土砂等の埋立て等

土砂等（土砂及びこれに混入し、又は吸着した物）による土地の埋立て、盛土その他の土地への土砂等の堆積（製品の製造又は加工のための原材料の堆積を除く。）を行う行為

(2) 特定事業

土砂等の埋立て等に供する区域の面積が300㎡以上である土砂等の埋立て等を行う事業（宅地造成その他事業の工程の一部において土砂等の埋立て等が行われる場合であって、当該事業を行う区域から発生し、又は採取された土砂等のみを当該事業のために使用するものを除く。）

(3) 特定事業区域

特定事業に供する区域（※埋立て等が行われる区域）

(4) 特定事業場

特定事業区域及び特定事業に供する施設が存する区域（※搬入路や現場事務所等を含め事業場全体を指す）

(5) 事業者

土砂等の埋立て等を行う者（請負契約等により土砂等の埋立て等を行う者を含む）

(6) 土地所有者

土砂等の埋立て等に係る土地を所有する者

5 条例の概要

(1) 市の責務

土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生を未然に防止するため、土砂等の適正化に関する施策を推進する。また、千葉県と連携して土砂等の埋立て等の状況を把握するとともに、不適正な土砂等の埋立て等を監視する体制の整備に努める。

(2) 事業者の責務

ア 事業者は、その事業活動において、土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生を未然に防止する責務を有する。

イ 事業者は、土砂等の埋立て等によって土壌の汚染及び災害が発生した場合は、市民の生活環境の保全に支障が生じないように、埋立ての期間中及びその終了後においても責任を持って対処しなければならない。

ウ 建設工事、しゅんせつ工事その他の事業を行う者は、事業活動に伴い発生する土砂等の減量化を図るとともに、土砂等の製品化その他の有効利用に努めなければならない。

エ 土砂等を運搬する事業を行う者は、運搬の際には、その土砂等の汚染状況を確認し、土壌の汚染が発生するおそれのある土砂等を運搬することがないように努めなければならない。

オ 事業者は、施工に係る苦情又は紛争が生じたときは、責任をもってその解決に当たらなければならない。

(3) 土地所有者の責務

ア 事業者に対して土地を提供しようとするときは、土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害が発生するおそれのないことを確認し、これらのおそれのある事業者に対して土地を提供することのないよう努めなければならない。

イ 自己の所有する土地に係る土砂等の埋立て等に係る苦情又は紛争が生じたときは、誠意をもって、その解決に当たらなければならない。

(4) 主な規制の内容

- ア 土砂等の安全基準は、環境基本法に規定する土壌の汚染に係る環境基準に準じなければならない。
- イ 何人も、安全基準に適合しない土砂等を使用して、土砂等の埋立て等を行ってはならない。
- ウ 土砂等の埋立て等を行う事業者及び土地所有者は、土砂等が崩落し、飛散し、又は流出しないように必要な措置を講じなければならない。
- エ 特定事業を行う場合、市長の許可が必要。その場合、事前協議が必要となる。
- オ 特定事業を行う者は、特定事業区域内の土地所有者に説明し、同意を得なければならない。併せて、特定事業場（特定事業区域を除く）内の土地所有者及び特定事業区域内の土地につき施工の妨げとなる権利を有する者の同意を得なければならない。
- カ 事前協議の内容に基づき、周辺住民に対して説明会の開催が必要となる。
- キ 土砂等の埋立て等を行うにあたっては、構造基準に適合する必要がある。
- ク 市は必要に応じて立ち入り検査を実施する。
- ケ 申請の際には手数料が必要となる。
- コ 条例に違反した場合には罰則が適用される。

6 スケジュール

- 12月から1月 パブリックコメントの実施
- 1月 環境審議会
- 3月 定例会へ条例案を提案
- 7月 施行予定